

火の使用制限の対象区域は、次のとおりです。

- (1) 弘前市 民有林及び国有林（以下「森林」という。）及び森林を有する区域又は森林に近接している区域のうち、次の表に掲げる区域とする。

対象区域（大字名）		
藍内	小金崎一丁目	中畠
悪戸	小栗山	中別所
愛宕	小沢	新岡
石川	五所	乳井
一野渡	五代	如来瀬
大沢	坂市	番館
大助	坂元	百沢
大森	桜庭	平山
大和沢	笹館	藤沢
小友	沢田	細越
鬼沢	下湯口	松木平
折笠	新法師	水木在家
貝沢	昂	宮地
兼平	相馬	三和
紙漉沢	高岡	薬師堂
葛原	高杉	弥生
国吉	館後	八幡
黒滝	常盤野	湯口
黒土	十腰内	吉川
高野	十面沢	米ヶ袋
小金崎	中野	

- (2) 黒石市 森林及び東北縦貫自動車道弘前線の東側の区域
(3) 平川市（碇ヶ関地区を除く。） 森林及び東北縦貫自動車道弘前線の東側の区域
(4) 平川市（碇ヶ関地区に限る。） 全域
(5) 大鰐町 全域
(6) 西目屋村 全域